

公布された条例のあらまし

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

地方公務員法の改正に伴い、次の条例について、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

2 施行期日

令和二年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

租税特別措置法施行令の改正に伴い、同令の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和元年六月一日から施行することとした。

◇奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

例

1 条文の整備

地方税法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和元年六月一日から施行することとした。